- 1. 件名:国立大学法人京都大学の使用前検査に関する面談
- 2. 日時: 令和2年1月15日(水) 16:00~17:15
- 3. 場所:原子力規制庁 打ち合わせスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、大和田主任原子力専門検査官 京都大学 複合原子力科学研究所 准教授・研究炉部長 他1名

5. 要旨

- 〇京都大学から京都大学原子炉(以下「KUR」という。)の標準燃料要素及び特殊燃料要素 の製作に係る使用前検査について、以下の説明があった。
 - ・使用前検査の対象となる燃料は、低濃縮第2次燃料30体であり、平成22年5月に使用 前検査合格となった低濃縮第1次燃料30体と同一の設計仕様で製作され、平成26年8 月に事業所内に受け入れ済みである。
 - ・燃料要素の耐震性については、新規性基準適合性確認として申請した設工認の中で再評価 し承認されている。
 - ・低濃縮第2次燃料30体については、設工認に記載された材料検査、寸法検査、外観検査等を受検したうえで、性能検査として低濃縮第2次燃料30体のうち1体を低濃縮第1次燃料によって構成され炉心に装荷し受検する予定である。
 - ・使用前検査における立会可能な項目については、寸法検査、外観検査及び性能検査である。
 - ・使用前検査は、今年の5月から7月に実施予定のKUR定期事業者検査時に合わせて受検 予定であり、使用前検査の期日が確定次第速やかに変更申請を行う予定である。
- ○原子力規制庁から、以下を伝えた。
 - ・使用前検査の考え方について了解した。
 - 使用前検査の期日が確定次第速やかに変更申請を行うこと

6. 配布資料

設工認(標準燃料要素及び特殊燃料要素の製作)の使用前検査(性能検査)について